

友愛會
鐵工部 東京鐵工組合細則

十一
號

各支部ヲ連絡統括ス可キ
各支部番号及会計ノ監督指揮
其他本組合ノ目的ヲ達ハル
支部ノ事項

友愛會 東京鐵工 鐵工部 第一章 本部及支部

第一條 本部は左の事務ヲ掌管シテノトス
一 各支部事務監督等の事務
二 合成部事務監督等の事務
三 異業連合の目的の達成等の監督
ナル職務ハ事務監督
第二條 支部は組合員五十名以上者に付ケ
總務ノ事務監督等の監督ルモノトス
但レ支部設立の就キ合意中止の時監督委
員会選定シ而後事務監督ニ取次ムモノ
トス

第三條 支部は左の事務ヲ掌管シテノトス
一 會計及財政
二 會計監査
三 加入金及組合費ノ徵収
四 本部より支給ス可モナモノトス
マテニ本部より支給ス可モナモノトス

第四條 會計及財政

ノ九割成ハ其他ノ取入ヲ以テ經營スルモ
ノハ

第五條 支部は總務監督ノ前本部、收入ヲ
以テ經營スルモノトス

第六條 本部は加入金の内手續及販賣費
ノ總額レシタル額及手續費ノ折合率
及基本手賃ノトス(但レ販賣額ハ會計之
レ依存ルモノトス)但レ販賣額ハ會計之
トス(但レ販賣額ハ會計之ア保有スルモノ
トス)

第七條 本組合會計年度ハ毎月一月一日
始マリ十二月廿一日ヲ以テ終ルモノトス

第八條 本組合全員海
五萬圓為限
共用金庫
六七職業相手帳甲、乙
八不相合歴史

第一項 (二)本組合理事長印

(三)役員名簿
四組合全員海
五萬圓為限
六共用金庫
七七職業相手帳甲、乙

第八章 事務規定

組合細則

第二項 二、現金出納簿
支部へ左の品目及帳簿ヲ
モントス

第一項 (一) 本組合規程書一切
の規定及決算表
五、本会預金通帳

第二項 (一) 本組合規程書一切
の規定及決算表
(二) 資本及決算表
(三) 支部役員名簿
(四) 支部員名簿
(五) 組合規程書
(六) 組合規程書
(七) 部長職

第十條 (一) 保資金之整理スルモトス
第十一条 (一) 本組合規程書一切
の規定及決算表
(二) 資本及決算表
(三) 支部役員名簿
(四) 組合規程書
(五) 組合規程書
(六) 組合規程書
(七) 部長職

第十二條 (一) 本組合規程書一切
の規定及決算表
(二) 資本及決算表
(三) 支部役員名簿
(四) 組合規程書
(五) 組合規程書
(六) 組合規程書
(七) 部長職

第十三條 支部長ヲ総理第九條第
二項及第五項所定之整理スル
モノトス

第十四條 本部役員ノ改選ハ毎年
一次於事務所等一切ヲ授受スルモノトス
第十五條 支部役員ハ組合大會ノ
投票選舉ノ結果及決算表
トス

第十六條 本組合本部及支部役員
モトス

第十七條 支部ハ組合加入志願者
ニ其資格ノ審査シ認可ノ明記ヲ

第廿六條	本 外 通 商 事 業 規 定 附 則	第廿七條	本 外 通 商 事 業 規 定 附 則	第廿八條	本 外 通 商 事 業 規 定 附 則	第廿九條	本 外 通 商 事 業 規 定 附 則	第廿九條	本 外 通 商 事 業 規 定 附 則	第廿九條	本 外 通 商 事 業 規 定 附 則	
入会期	ス タルモノ	ス タルモノ										
二ヶ年未滿	五ヶ年未滿	十ヶ年未滿	十五ヶ年未滿	二十ヶ年未滿	二十五ヶ年未滿	三十ヶ年未滿	三十五ヶ年未滿	四十ヶ年未滿	四十五ヶ年未滿	五十ヶ年未滿	五十五ヶ年未滿	六十ヶ年未滿
三ヶ年未滿	六ヶ年未滿	九ヶ年未滿	十二ヶ年未滿	十五ヶ年未滿	十八ヶ年未滿	二十ヶ年未滿	二十二ヶ年未滿	二十四ヶ年未滿	二十五ヶ年未滿	二十六ヶ年未滿	二十七ヶ年未滿	二十八ヶ年未滿
六ヶ年未滿	九ヶ年未滿	十二ヶ年未滿	十五ヶ年未滿	十八ヶ年未滿	二十ヶ年未滿	二十二ヶ年未滿	二十四ヶ年未滿	二十五ヶ年未滿	二十六ヶ年未滿	二十七ヶ年未滿	二十八ヶ年未滿	三十ヶ年未滿
九ヶ年未滿	十二ヶ年未滿	十五ヶ年未滿	十八ヶ年未滿	二十ヶ年未滿	二十二ヶ年未滿	二十四ヶ年未滿	二十五ヶ年未滿	二十六ヶ年未滿	二十七ヶ年未滿	二十八ヶ年未滿	三十ヶ年未滿	三十五ヶ年未滿